



サポートセンターだより

神戸西部
少年サポートセンター
神戸市長田区北町1-16
TEL 078-578-4395

児童虐待は、著しい人権侵害です！

児童虐待とは？

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う次のような行為をいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、投げ落とす、溺れさせる、火傷を負わせる、戸外に閉め出すなど

ネグレクト

乳幼児を長時間放置する、食事を与えない、ひどく不潔にする、思い病気になるでも医師に診せない、児童の意に反して登校させないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間差別、児童の面前で配偶者や他の家族に暴力を振るう、「生まなければ良かった」などと児童の心を傷つけるようなこと言うなど

性的虐待

児童への性行や性的行為の強要、性器や性行を見せる、児童ポルノの被写体にする、性器を触る又は触らせるなど

しつけと体罰の違いとは？

しつけとは、子供の人格や才能等を伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにすること等の目的から子どもをサポートして社会性を育む行為です。

しつけのためだと保護者が思っても、心身に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、全て体罰に該当し、法律で禁止されています。

- ・言葉で何回も注意したけど言うことを聞かないので頬を叩いた
- ・悪いことをしたので、長時間正座させたり、お尻を叩いた
- ・友達を殴って怪我をさせたので、同じように子どもを殴った
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

これらは全て、**体罰です！**



虐待による児童への影響

身体的影響

暴力による痣や出血、骨折、適切な食事を与えられないことによる発育の遅れなど

知的発達への影響

愛情を与えられないなど、必要な刺激が得られないことや頭部外傷の後遺症による知的発達の遅れなど

行動面への影響

安定した環境で生活していないことによる行動上の問題（おびえ、多動、パニック状態）、不適応行動（不登校、非行、家庭内暴力）など

心理面への影響

人間不信のため信頼関係が築けない、自信を持っていないことによる自己否定感等。



110番（緊急の場合）

虐待かと思ったら！ **いちはやく189番**（児童相談所全国共通ダイヤル）へ
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。